

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成31年4月18日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

- 議案第57号 さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第58号 さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第59号 さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第60号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）
以上の人事について〔非公開案件〕
- 議案第61号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

3 そ の 他

- (1) 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について
- (2) 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について
- (3) 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について
- (4) 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

4 閉 会

議案第57号

さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則について

さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成31年4月18日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市宇宙劇場条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）					
	品名	単位	額	備考		品名	単位	額	備考	
宇宙劇場ホール	ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,980</u> 円		宇宙劇場ホール	ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,930</u> 円		
	講演台	[略]	<u>2,370</u> 円			講演台	[略]	<u>2,330</u> 円		
	スポットライト	[略]	<u>510</u> 円			スポットライト	[略]	<u>500</u> 円		
ギヤラリー	音響機器	[略]	<u>2,370</u> 円	[略]	ギヤラリー	音響機器	[略]	<u>2,330</u> 円	[略]	
	[略]					[略]				
集会室	音響機器	[略]	<u>1,180</u> 円	[略]	集会室	音響機器	[略]	<u>1,160</u> 円	[略]	
	講演台	[略]	<u>580</u> 円			講演台	[略]	<u>570</u> 円		
	マイクロホン	[略]	<u>580</u> 円			マイクロホン	[略]	<u>570</u> 円		
	[略]					[略]				
	ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,980</u> 円			ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,930</u> 円		
	CDプレーヤー	[略]	<u>490</u> 円			CDプレーヤー	[略]	<u>480</u> 円		
スタジオ	[略]				スタジオ	[略]				
	マイクロホン	[略]	<u>580</u> 円			マイクロホン	[略]	<u>570</u> 円		
	ワイヤレスマイク	[略]	<u>2,370</u> 円			ワイヤレスマイク	[略]	<u>2,330</u> 円		
	[略]					[略]				
	スポットライト	[略]	<u>330</u> 円			スポットライト	[略]	<u>320</u> 円		
	スポットライト	[略]	<u>460</u> 円	[略]		スポットライト	[略]	<u>450</u> 円	[略]	
	クオーツプロ	[略]	<u>460</u> 円			クオーツプロ	[略]	<u>450</u> 円		

映写・映像設備	ードライト			
	アッパーホリ ゾントライト	[略]	<u>330 円</u>	
	16 ミリ映写機	[略]	<u>1,780 円</u>	
	スライド映写 機	[略]	<u>1,180 円</u>	
	オーバーヘッド プロジェク ター	[略]	<u>940 円</u>	
	ビデオテープ レコーダー	[略]	<u>1,180 円</u>	
	スクリーン	[略]	<u>330 円</u>	
[略]				

備考 [略]

映写・映像設備	ードライト			
	アッパーホリ ゾントライト	[略]	<u>320 円</u>	
	16 ミリ映写機	[略]	<u>1,740 円</u>	
	スライド映写 機	[略]	<u>1,160 円</u>	
	オーバーヘッド プロジェク ター	[略]	<u>920 円</u>	
	ビデオテープ レコーダー	[略]	<u>1,160 円</u>	
	スクリーン	[略]	<u>320 円</u>	
[略]				

備考 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市宇宙劇場条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る利用料金について適用し、同日前の許可の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、さいたま市宇宙劇場条例施行規則の改正を行うものです。

なお、施行期日は、平成31年10月1日とするものです。

議案第58号

さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則について

さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成31年4月18日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市うらわ美術館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては、「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
附属設備の名称	単位	使用料 (1週間につき)	附属設備の名称	単位	使用料 (1週間につき)
スポットライト	[略]	<u>220円</u>	スポットライト	[略]	<u>210円</u>
彫刻台	[略]	<u>220円</u>	彫刻台	[略]	<u>210円</u>
持込み電気器具用電源	[略]	<u>760円</u>	持込み電気器具用電源	[略]	<u>750円</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市うらわ美術館条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法改正による消費税率の８％から１０％への引き上げに伴い、さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成３１年１０月１日です。

議案第59号

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成31年4月18日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第3（第11条関係）				別表第3（第12条関係）			
名称	単位	使用料 (1回につき)	備考	名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
舞 台 装 置	[略]			舞 台 装 置	[略]		
電動スクリーン	[略]	<u>340円</u>		電動スクリーン	[略]	<u>330円</u>	
グランドピアノ	[略]	<u>940円</u>	[略]	グランドピアノ	[略]	<u>920円</u>	[略]
ボーダーライト	[略]	<u>570円</u>		ボーダーライト	[略]	<u>560円</u>	
シーリングライト	[略]	<u>570円</u>		シーリングライト	[略]	<u>560円</u>	
音響・映像設備	[略]	<u>570円</u>	[略]	音響・映像設備	[略]	<u>560円</u>	[略]
プロジェクター	[略]	<u>1,040円</u>	[略]	プロジェクター	[略]	<u>1,020円</u>	[略]
プラズマディスプレイ	[略]	<u>520円</u>		プラズマディスプレイ	[略]	<u>510円</u>	
[略]				[略]			
備考	[略]			備考	[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、「第12条関係」を「第11条関係」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市公民館条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率の８％から１０％への引き上げに伴い、さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正するものです。また、併せて、過去の改正において生じた条
ずれを改正するものです。

なお、施行期日は、平成３１年１０月１日です。

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答を、別紙のとおり報告する。

平成31年4月18日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

写

参考資料

総総総第2777号
平成31年3月29日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7
の規定に基づく協議の一部を改正する協議について（回答）

平成31年3月28日付け教管教総第3948号で協議のありました標記の
件について同意します。

担当

総務局総務部総務課

担当：野田

内線：2313





教管教総第3948号
平成31年3月28日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市教育委員会

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を改正することについて、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 小高
3913（内線）

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 第20条第2項の規定により利用料金の額の承認をすること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 第20条第3項の規定により附属設備の利用料金の額の範囲を定めること、及び承認をすること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 第24条第1項の規定により使用料の額を定めること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>エ 第24条第2項において読み替えて準用する場合における第21条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>オ 第24条第2項において読み替えて準用する場合における第22条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>別表（第5項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">専決事項</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">小学校、中学校及び特別支援学校の校長</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">高等学校及び中等教育学校の校長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長	[略]			<p style="text-align: center;">(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア 第21条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 第22条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>別表（第5項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">専決事項</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">小・中・特別支援学校長</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">高等学校長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	専決事項	小・中・特別支援学校長	高等学校長	[略]		
専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長											
[略]													
専決事項	小・中・特別支援学校長	高等学校長											
[略]													

附 則

この協議中別表の改正は平成31年4月1日から、第1項第4号の改正は同年5月7日から効力を生じるものとする。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

平成31年4月18日提出

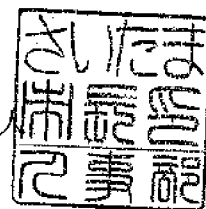
さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美



総人第4010号
平成31年3月29日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について（回答）

平成31年3月28日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 佐藤



平成31年3月28日

さいたま市長 様

さいたま市教育委員会



人事評価に関する要綱の協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

新				旧			
別表第5（第7条関係）高等学校・中等教育学校に勤務する職員				別表第5（第7条関係）高等学校に勤務する職員			
評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者	評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者
主事、主任、主査、業務主事、業務主任、業務主査 <u>※1</u>	事務室長	学校長	学校教育 部長	主事、主任、主査、業務主事、業務主任、業務主査	事務室長	学校長	学校教育 部長
事務室長	学校長	学校教育 部長	副教育 長	事務室長	学校長	学校教育 部長	副教育 長
※1 中等教育学校にあつては、業務主事、業務主任、業務主査を除く。							
別表第6（第7条関係）小・中・特別支援学校に勤務する職員				別表第6（第7条関係）小・中・特別支援学校に勤務する職員			
評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者	評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者
看護師、養護師、主任、主査、業務主事、業務主任、業務主査	<u>副校長又は教頭</u> (複数配置校は学校長が指名する者)	学校長	学校教育 部長	看護師、養護師、主任、主査、業務主事、業務主任、業務主査	教頭 (<u>教頭複数配置校は学校長が指名する教頭</u>)	学校長	学校教育 部長

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

平成31年4月18日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

写

総人第4020号
平成31年3月29日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について (回答)

平成31年3月28日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 佐藤

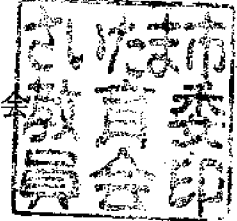


写

平成31年3月28日

さいたま市長 様

さいたま市教育委員会



人事評価に関する要綱等の協議について

地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙 1

さいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱の一部改正

さいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱				さいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、さいたま市立小・中・特別支援学校の校長、 <u>副校長</u> 、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者に限る。以下同じ。）、学校栄養職員及び事務職員並びに <u>中等教育学校の学校栄養職員及び事務職員（前期課程に属する事務職員に限る。）</u> （以下「教職員」という。）に対する人事評価（同法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。				第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、さいたま市立小・中・特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者に限る。以下同じ。）、学校栄養職員及び事務職員（以下「教職員」という。）に対する人事評価（同法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。			
第2条 ～ 第22条 〔略〕 別表第1（第7条関係）				第2条 ～ 第22条 〔略〕 別表第1（第7条関係）			
評価者等 被評価者	第1次評価者	第2次評価者	調整者	評価者等 被評価者	第1次評価者	第2次評価者	調整者
校長	学校教育部長	副教育長	教育長	校長	学校教育部長	副教育長	教育長
<u>副校長、教頭</u>	校長	学校教育部長	副教育長	教頭	校長	学校教育部長	副教育長

主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に所属する者を除く。）、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に所属する者を除く。）及び事務職員	副校長又は教頭（複数配置校は校長が指名する者）	校長	学校教育部長	主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に所属する者を除く。）、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に所属する者を除く。）及び事務職員	教頭（教頭複数配置校は校長が指名する教頭）	校長	学校教育部長
共同調理場に所属する栄養教諭及び学校栄養職員	教育長が指定する者	教育長が指定する者	学校教育部長	共同調理場に所属する栄養教諭及び学校栄養職員	教育長が指定する者	教育長が指定する者	学校教育部長

別表第2（第11条関係）
校長〔略〕

副校長

評価種類	評価項目	評価要素
能力評価	専門性	監督・統率、知識・情報収集
	業務遂行	育成・指導、企画・創意工夫、決断・判断、注意・安全観念
	コミュニケーション	折衝・説明、協調性
	意欲・態度	責任感、積極性
業績評価	個人目標の達成度	二

別表第2（第11条関係）
校長〔略〕

別表第3 (第13条関係)

評価の種類	適用区分	評価シートの様式	
能力評価	校長	様式第1号	
	副校長、教頭	様式第2号	
	主幹教諭	様式第3号	
	教諭、助教諭、講師	キャリア段階Ⅰ	様式第4号
		キャリア段階Ⅱ	様式第5号
		キャリア段階Ⅲ	
	養護教諭、養護助教諭	様式第6号	
	栄養教諭	様式第7号	
	栄養主査	様式第8号	
	栄養主任	様式第9号	
	栄養技師	様式第10号	
	事務主幹	様式第11号	
	事務主査	様式第12号	
事務主任	様式第13号		
事務主事	様式第14号		
業績評価	校長	様式第15号	
	副校長、教頭	様式第16号	
	主幹教諭	様式第17号	
	教諭、助教諭、講師	様式第18号	
	養護教諭、養護助教諭	様式第19号	
	栄養教諭	様式第20号	

別表第3 (第13条関係)

評価の種類	適用区分	評価シートの様式	
能力評価	校長	様式第1号	
	教頭	様式第2号	
	主幹教諭	様式第3号	
	教諭、助教諭、講師	キャリア段階Ⅰ	様式第4号
		キャリア段階Ⅱ	様式第5号
		キャリア段階Ⅲ	
	養護教諭、養護助教諭	様式第6号	
	栄養教諭	様式第7号	
	栄養主査	様式第8号	
	栄養主任	様式第9号	
	栄養技師	様式第10号	
	事務主幹	様式第11号	
	事務主査	様式第12号	
	事務主任	様式第13号	
事務主事	様式第14号		
業績評価	校長	様式第15号	
	教頭	様式第16号	
	主幹教諭	様式第17号	
	教諭、助教諭、講師	様式第18号	
	養護教諭、養護助教諭	様式第19号	
	栄養教諭	様式第20号	

	学校栄養職員	様式第 21号		学校栄養職員	様式第 21号
	事務職員	様式第 22号		事務職員	様式第 22号

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別紙2

さいたま市教職員の標準的な職に関する要領の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときには、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
さいたま市教職員の標準的な職に関する要領			さいたま市教職員の標準的な職に関する要領		
<p>この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項並びにさいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱第22条並びにさいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱第13条の規定に基づき、人事評価を実施するために必要な事項として、標準的な職について次の表のとおり定めるものとする。</p>			<p>この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項並びにさいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱第22条及びさいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱第13条の規定に基づき、人事評価を実施するために必要な事項として、標準的な職について次の表のとおり定めるものとする。</p>		
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 教育に関する事務をつかさどる職の職務	1 [略]		1 教育に関する事務をつかさどる職の職務	1 [略]	
	2 <u>学校教育法第37条第5項（学校教育法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する副校長の属する職制上の段階</u>	副校長	2 <u>学校教育法第27条第4項に規定する園長の属する職制上の段階</u>	2 園長	園長
	3～6 [略]		3～6 [略]		
2 [略]	[略]		2 [略]	[略]	

3 小学校、 中学校、 <u>中等</u> <u>教育学校</u> 又 は特別支援 学校（以下 「小学校等」 という。）の 事務をつか さどる職の 職務	[略]	3 小学校、 中学校及び 特別支援学 校（以下「小 学校等」とい う。）の事務 をつかさど る職の職務	[略]
4 [略]	[略]	4 [略]	[略]

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙 3

さいたま市教職員の標準職務遂行能力に関する要領の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
さいたま市教職員の標準職務遂行能力に関する要領 (目的) 第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号並びにさいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱第22条並びにさいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱第13条の規定に基づき、人事評価を実施するために必要な事項として、標準職務遂行能力について定めることを目的とする。 第2条～4条 [略] 別表第1（第2条関係）			さいたま市教職員の標準職務遂行能力に関する要領 (目的) 第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号並びにさいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱第22条及びさいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱第13条の規定に基づき、人事評価を実施するために必要な事項として、標準職務遂行能力について定めることを目的とする。 第2条～4条 [略] 別表第1（第2条関係）		
標準的な職	標準職務遂行能力		標準的な職	標準職務遂行能力	
1 校長	1 学校経営	目指す学校像を踏まえ、学校の現状と課題を的確に把握し、経営方針を示し、目指す学校像の具現化を図ることができる。	1 校長 <u>（園長）</u>	1 学校経営	目指す学校 <u>（幼稚園）</u> 像を踏まえ、学校 <u>（園）</u> の現状と課題を的確に把握し、経営方針を示し、目指す学校像の具現化を図ることができる。
	2 組織マネジメント	適切な校務分掌の仕組みを整え、円滑な学校運営を行うことができる。		2 組織マネジメント	適切な校務 <u>（園務）</u> 分掌の仕組みを整え、円滑な学校 <u>（園）</u> 運営を行うことができる。
	3～9 [略]			3～9 [略]	

2 副 校長	1 組織運営	校長の経営方針に基づき、学校の現状と課題を的確に把握し、目指す学校像の具現化を図ることができる。		
	2 組織マネジメント	業務を適切に配分し、進捗管理及び的確な指示を通して、円滑な学校運営を行うことができる。		
	3 危機管理	危機管理意識を常に持ち、危機の未然防止・危機発生時及び事後の適切な対応を行うことができる。		
	4 地域・保護者との連携	保護者や地域住民等に対し、適切に説明や調整を行い、学校への信頼度を高めることができる。		
	5 施設管理・会計管理	施設及び会計管理を徹底し、安全な教育環境を整備するとともに、段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。		
	6 企画・立案、教育課程の編成・実施	学力・学習状況、体力、生徒指導等に関する実態を踏まえ、教育課程の立案、学習指導等の指導・助言を適切に行うことができる。		
	7 人材育成・活用	所属職員の指導・育成及び活用を適切に行うことができる。		
	8 人事管理	所属職員の指導・育成及び活用を適切に行うことができる。		
	9 倫理	教育公務員として、高い倫理感を有し、服務規律を		

			<u>遵守し、公正に職務を遂行することができる。</u>
3 教頭	1 学校運営		校長の経営方針に基づき、学校の現状と課題を的確に把握し、目指す学校像の具現化を図ることができる。
	2～9	[略]	
4 主幹教諭	[略]		
5 教諭	1 教職の専門性	教科等指導	[略]
		学年・学級経営、生徒指導等	児童生徒理解に基づき、児童生徒の実態を踏まえ、適切に生徒指導・教育相談や進路指導に取り組むとともに、学級・学年集団を適切に指導することができる。
		校務分掌等	[略]
	2 業務遂行	指導・育成	[略]
		工夫・改善	児童生徒、保護者等の要望や教育実践上の課題を把握し、その解決に向け、工夫・改善することができる。
	3～4	[略]	
6 助教諭	[略]		

2 教頭	1 学校運営		校長（園長）の経営方針に基づき、学校の現状と課題を的確に把握し、目指す学校像の具現化を図ることができる。
	2～9	[略]	
3 主幹教諭	[略]		
4 教諭	1 教職の専門性	教科等指導	[略]
		学年・学級経営、生徒指導等	<u>（幼児）</u> 児童生徒理解に基づき、 <u>（幼児）</u> 児童生徒の実態を踏まえ、適切に生徒 <u>（幼児）</u> 指導・教育相談や進路指導に取り組むとともに、学級・学年集団を適切に指導することができる。
		校務分掌等	[略]
	2 業務遂行	指導・育成	[略]
		工夫・改善	<u>（幼児）</u> 児童生徒、保護者等の要望や教育実践上の課題を把握し、その解決に向け、工夫・改善することができる。
	3～4	[略]	
5 助教諭	[略]		

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

平成31年4月18日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美



総人第4022号
平成31年3月29日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について (回答)

平成31年3月28日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 佐藤



平成31年3月28日

さいたま市長 様

さいたま市教育委員会

人事評価に関する要綱の協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙 1

さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱の一部改正

さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては、「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;">さいたま市立高等学校及び中等教育学校 教職員の人事評価に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、さいたま市立高等学校及び中等教育学校に勤務する教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手をいう。以下「教職員」という。）の人事評価について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 [略]</p> <p>(評価者)</p> <p>第6条 教職員の人事評価を行う者は、次の表の左欄に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める第1次評価者及び同表の右欄に定める最終評価者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">第1次評価者</th> <th style="text-align: center;">最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">校長</td> <td>教育長が指定する者</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副校長、教頭</td> <td>所属する学校の校長</td> <td>教育長が指定する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手</td> <td>所属する学校の副校長又は教頭</td> <td>所属する学校の校長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1次評価者	最終評価者	校長	教育長が指定する者	教育長	副校長、教頭	所属する学校の校長	教育長が指定する者	主幹教諭、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手	所属する学校の副校長又は教頭	所属する学校の校長	<p style="text-align: center;">さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、さいたま市立高等学校に勤務する教職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手をいう。以下「教職員」という。）の人事評価について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 [略]</p> <p>(評価者)</p> <p>第6条 教職員の人事評価を行う者は、次の表の左欄に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める第1次評価者及び同表の右欄に定める最終評価者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">第1次評価者</th> <th style="text-align: center;">最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">校長</td> <td>教育長が指定する者</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教頭</td> <td>所属する学校の校長</td> <td>教育長が指定する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手</td> <td>所属する学校の教頭</td> <td>所属する学校の校長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1次評価者	最終評価者	校長	教育長が指定する者	教育長	教頭	所属する学校の校長	教育長が指定する者	主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手	所属する学校の教頭	所属する学校の校長
区 分	第1次評価者	最終評価者																							
校長	教育長が指定する者	教育長																							
副校長、教頭	所属する学校の校長	教育長が指定する者																							
主幹教諭、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手	所属する学校の副校長又は教頭	所属する学校の校長																							
区 分	第1次評価者	最終評価者																							
校長	教育長が指定する者	教育長																							
教頭	所属する学校の校長	教育長が指定する者																							
主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、主任実習助手及び実習助手	所属する学校の教頭	所属する学校の校長																							

<p>(人事評価の方法)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 教職員が校長、副校長又は教頭である場合における第2項から第4項までの規定の適用については第2項中「教職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）、職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）並びに職務遂行の過程における他の教職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（以下「チームワーク行動」という。）とあるのは「教職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。））」と、第3項及び第4項中「実績、行動プロセス及びチームワーク行動」とあるのは「実績及び行動プロセス」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>第8条～第13条 [略]</p>	<p>(人事評価の方法)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 教職員が校長又は教頭である場合における第2項から第4項までの規定の適用については第2項中「教職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）、職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）並びに職務遂行の過程における他の教職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（以下「チームワーク行動」という。）とあるのは「教職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。））」と、第3項及び第4項中「実績、行動プロセス及びチームワーク行動」とあるのは「実績及び行動プロセス」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>第8条～第13条 [略]</p>
--	--

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別紙 2

さいたま市立高等学校教職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部改正

さいたま市立高等学校教職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては、「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱（以下「人事評価要綱」という。）第13条及びさいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）14並びにさいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）10の規定に基づいて、さいたま市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への苦情の申出及び相談についての対応に関し必要な事項を定め、もってさいたま市立高等学校教職員の人事評価の公正性・公平性の確保に資することを目的とする。</p>	<p>さいたま市立高等学校教職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱（以下「人事評価要綱」という。）第13条及びさいたま市立高等学校教職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）14並びにさいたま市立高等学校教職員の人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）10の規定に基づいて、さいたま市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への苦情の申出及び相談についての対応に関し必要な事項を定め、もってさいたま市立高等学校教職員の人事評価の公正性・公平性の確保に資することを目的とする。</p>

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。